

－ 中学・高校生・保護者版 －

ちゃんと知って みんなで考えよう！

# 子どもの権利条約



芦屋市

# 子どもの権利条約とは

みなさんは「子どもの権利条約」を知っていますか？

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」※1は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989（平成元）年11月に国際連合の総会で採択され、日本は1994（平成6）年にこの条約を結んでいます。

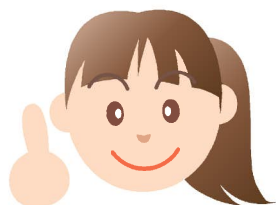
子ども（18歳未満）はどんなときも国と大人から安全に守られ、健やかに育ち、また自分の意見を表すことができます。

この条約は、子どもの「基本的人権」を尊重することを国と国とが約束したものです。

18歳未満を「児童（子ども）」とし、「子どもが生存、成長、発達するためには大人の助けが必要」とする子どもの目線で作られています。

子どもの権利条約は、すべての子どもが幸せに暮らせるための約束ごとです。自分だけでなく、他の人のことも大切にしなければいけません。

条約は全部で54の条文からなり、大きく4つの柱からできています。ここでは、みなさんに特に知ってほしい条項を選んで、わかりやすく解説しています。



権利条約を学び、お互いがルールを守り相手を思いやってみんなが楽しく安心して暮らせる社会にするために、どうすればよいかを考えてみましょう！！

※1：子どもの権利条約の全文は、日本ユニセフ協会のホームページから見るができます。

[https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_all.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)



（条文の表記は、日本ユニセフ協会の抄訳を参考にしています。）

# 生きる権利

子どもたちはみんないのちを大切にされ、みんなに愛されながら  
健やかに育ち生きることができます。

## 第2条 差別の禁止

国の違いや、男か女か、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、  
どんな意見を持っているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちで  
あるかないか、などによって差別されません。



お互いの違いを認め、尊重し、協力し合うことが  
大切ですね。



## 第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることをおこなうときには、子どもにもっともよいことは何かを  
第一に考えなければなりません。

## 第5条 親(保護者)の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達  
に応じて、適切な指導をしなければなりません。

国は、親(保護者)の指導する権利を大切に  
しなければなりません。



## 第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。  
大人はその権利を守るために、できる限りのことをしなければなりません。

# 守られる権利

個性が認められて自分の考えを表すことができます。  
暴力やいじめからも守られます。障がいのある子どもや  
少数民族の子どもなどは特に守られなければなりません。

## 第 18 条 子どもの養育はまず親(保護者)に責任

子どもを育てる責任は、まずその親(保護者)にあります。  
国はその手助けをします。



## 第 19 条 ぎやくたい 虐待・放任からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けないように、大人は協力して子どもを助け、子どもを守らなければなりません。



多くの親(保護者)は、どこまでが躰でどこからが虐待かを常に悩みながら子どもを育てています。  
日頃から自分の気持ちをしっかり伝えられるようにしましょう。  
※大人も、子どもの声に耳を傾けてあげましょう。  
子どもが危険な目にあわないように、周りの大人は常日頃から目を配り、安全・安心な社会づくりを目指しましょう。

## 第 30 条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子ども、国籍の違う子どもが、その民族、その国の文化や宗教、ことばを大切に思う心を尊重しなければなりません。



世界には、国籍や民族の違う人、障がいのある人・ない人などいろいろな人が暮らしています。自分のまわりにいる違う考えや生き方の人とも、尊重し合うことが大切だよね。

# 育つ権利

教育を受け、自分の考えや信じることの自由が守られます。  
ときには休んだり遊んだり、自分らしく育つことができます。

## 第 23 条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがあっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。国は、障がいのある子どもも充実して暮らせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

誰もが、いごちのよい社会になれるよう  
みんなで協力し合うことが大切です。

## 第 28 条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。  
学びたいときには、みんなにそのチャンスが  
与えられなければなりません。

学校のきまりは、人は誰でも人間として  
大切にされるという考え方からはずれる  
ものであってはなりません。

世界には、学校に行きたくても行けない  
子どもたちが多くいます。  
さまざまなことに興味・関心を持ち、自ら学び  
知識を身に付けることは、自分を守り生きる  
力をつけることです。  
いろいろなことを知る機会を持ちましょう。  
得た知識や経験を活かすためには、善悪の  
判断や、正しいかどうかなど、見極められる  
力をつけることも大切です。



学校も1つの社会です。ルールを守って  
みんながともに成長し、楽しい学校生活  
を送れるようにすることが大切です。

## 第 29 条 教育の目的

教育は、子どもが自分の持っているよいところをどんどん伸ばしていくためのもの  
です。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるという  
ことや、みんなと仲良くすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを  
学べるようにしなければなりません。

たくさんの経験をすることで人として豊かに  
なり、生きる力がたくましくなります。

## 第 31 条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、  
文化・芸術活動に参加することが  
できます。



自分が一番やりたいことは何か？大人と話したことはありますか？  
※子どものためと思い、大人の意見を押し付けていませんか？ちゃんと話し合う時間をつくりましょう。

# 参加する権利



自由に意見を表現したり、自由な活動をおこなったり、社会に参加することができます。

## 第 12 条 意見を表す権利

自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表すことができます。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

自分の考えを伝えることはとても大切です。おなじく友だちや大人の意見にも耳を傾け、日頃からコミュニケーションを大切にすることが必要です。

## 第 13 条 表現の自由

自由な方法でいろいろな情報や考えを伝えたり、知ることができます。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。



情報を手に入れる手段として、インターネット、携帯電話は便利です。しかし、その使い方や情報の取り方について、保護者と話し合い、ルールを決め、守ることも大切です。

## 第 15 条 結社・集会の自由

他の人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、他の人に迷惑をかけてはなりません。



家庭や学校、社会にはルールがあります。ルールを守らなければ自分や他の人が不愉快な思いをすることになります。ルールを守り、社会に参加することはとてもよいことです。社会では、自分の行動に責任を持たなければいけません。権利を主張するためには、果たすべき責任を伴っている場合があるということを知りましょう。

## 第 16 条 プライバシー・名誉は守られる

自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。他人から誇りを傷つけられない権利があり、また、他の人をも傷つけてはいけません。

プライバシーを侵害されて悩んでいた、そのような人を見かけたら、周りの大人に相談しましょう。

# 子どもの本音・大人の本音



市内の中学生が人権について学ぶ授業の中で書いた文書の抜粋です。

現在、子育てをしているかたたちに集まってもらい、子育てや子どもの権利についての意見交換をして頂きました。 2012.1.7



子どもには一人一人違った将来の夢などがあります。でも親に「その仕事よりこっちのほうがよい」などと押し付けられることが多いと思います。( Y子さん )

子どもの将来のためにと、つい口うるさくなったり、あれはダメ！と決めつけてしまうことがあります。昔は自分もそんな親に反発していた時期もあったのに、気づくとあの頃の親と似た自分が……。

つい結果だけで一喜一憂してしまいます。少し待ってあげる余裕を大人が持つことで、子どものやる気を引き出せると思います。

(結果までの) 過程にこそ自分らしさがあるのだから「結果」だけでなく「過程」にも目を向けて評価することが子どもの力を伸ばすことにつながると思います。( Nさん )

子どもはなかなか虐待されていることを大人に伝えることができないと思います。だから周りの大人が少しの変化も見逃すことなく気づいてあげることが大切だと思います。( T美さん )

自分の子どもだけでなく、昔のように地域の子どもすべてを大人みんなで見守り育てる必要があると思います。

大人が一方向的に叱って、子どもが何も言えない雰囲気をつくってしまっているかも …  
もっと子どもの意見を聞いてあげる努力も必要ですね！



意見を言えなくなってしまうと会話が減ってしまいます。相手に意見を伝えることは、これからの成長にも関わる大切な権利だと思います。( S子さん )

# 中学・高校生、保護者の皆さんへ

世界の中のそれぞれの国では、戦争や飢え、災害などにより、多くの子どもたちが犠牲になっています。また、戦争もなく、経済的に豊かだと思われる国でも、いじめなどのそれぞれの事情により、悩み・苦しんでいる子どももいます。

子どもが大人に成長するまでには、それぞれの時期に子どもの発達や生活環境に合わせた適切な支援をおこなうことが必要です。

この条約では、子どもの人としての尊厳、人としての権利である基本的人権を尊重し、子どもがどのように守られ、大切にされなければならないかということをはっきりとされています。

その基本には、すべての人は同じように大切にされなければならないという考え方があります。

そのためには、それぞれが自分のもつ権利を知るとともに、権利を主張するためには、果たすべき責任を伴っている場合があるということやルールを守ることも同じく学ぶことが大切になります。

すべての人が、安心して楽しく暮らせる社会にするためには、国も、大人も子どもも、みんなが意識して、協力し、努力する必要があります。

それぞれが自分の立場で何をすべきか、何ができるかなど、家族の人や友だちといっしょに、是非考えてみましょう。

なお、令和5年4月から、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めたこども基本法ができました。

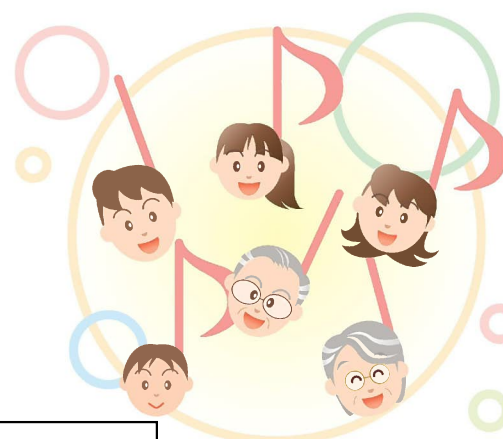
こども基本法の内容は、こども家庭庁のホームページから見ることができます。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>



みなさんは、今は子どもとして大人から守られる立場ですがこれから大人(子どもを守る側)へと成長していきます。

大人に一番近い子どもとして、子どもの権利条約に書かれている大切な思いをしっかりと理解し、みんなが幸せに暮らしていける社会にするために、次世代につなぐ架け橋になってください。



発行日：令和5年4月（初版 平成24年4月）

発行：芦屋市こども福祉部こども家庭室こども政策課

TEL 0797-38-2045